

初期監査報告書

～脳科学AI筆跡鑑定®による解析報告～

Certified by Neuroscience AI Handwriting Analysis®



脳科学AI筆跡鑑定®

令和 X年 X月 X日

脳 トラスト筆跡鑑定研究所

筆跡鑑定人 二瓶 淳一

BSHAM初期監査報告書

件名：令和X年作成遺言書に関するBSHAM初期監査報告書

■1. 監査の目的

本監査は、令和X年作成とされる自筆遺言書について、現段階で確認可能な資料に基づき、同一人による自然な書字変動として合理的に説明可能か

本鑑定へ進む合理性が存在するか

追加検証を要する構造的不整合が存在するか

を、BSHAM (Biometric Structural Handwriting Audit Model) の観点から事前監査することを目的として実施したものである。

本監査は、最終的な異筆断定または同筆断定を行うものではなく、現段階で確認される、能力適合性

時間軸連続性

反復構造

運動生成構造

等を監査し、本鑑定実施の合理性を検討する入口監査として位置付けられる。

■2. 監査対象資料

令和X年作成とされる遺言書

表題「遺言書」、本文、署名欄を含む資料。

令和6年同時期本人資料

「XXXXX」に記載された4枚の本人筆跡資料。

平成X年遺言書

「X」「X」等を含む比較資料。

令和X年X月頃資料

リハビリテーション実施計画書。要介護3、HDS-R16点、見当識障害、記憶障害等の記載を含む資料。

■3. BSHAM反復性理論および外形類似のみでは筆者識別ができない理由

BSHAMでは、筆跡を単なる「形の類似」としてではなく、「反復される運動構造」として評価する。

一般に、同一人物が文字を書く場合、

- ・ 接続様式
- ・ 運筆方向
- ・ 停止位置
- ・ 構成生成順序
- ・ 空間配置
- ・ 構成保持傾向

等には、無意識的な反復傾向が生じる。

これは、単なる見た目ではなく、長年反復された運動プログラムによって形成されるためである。

そのためBSHAMでは、

「似ているか」

ではなく、

「**基準資料に反復的に現れる構造が、対象資料でも再現されているか**」

を重視する。

一方、筆跡鑑定において「見た目が似ている」「形が近い」という印象のみでは、筆者識別を行うことはできない。

その理由は、文字の外形は、

- ・丁寧にかこうとする意識
- ・手本参照
- ・模倣
- ・慎重書字
- ・文書重要性
- ・加齢
- ・疲労
- ・書字速度

等によって比較的容易に変化し得るためである。

特に、自筆遺言書のように重要性の高い文書では、通常より丁寧に書こうとする意識が働きやすく、日常筆跡とは異なる外形が形成される場合がある。

また、他人筆跡を模倣する場合でも、文字の「形」自体を近づけることは一定程度可能である。

しかし一方で、

- ・接続様式
- ・運筆方向
- ・停止位置
- ・構成生成順序
- ・空間配置
- ・運動連鎖

等の運動生成構造は、長年反復された自動化運動に基づくため、単純な外形模倣のみでは完全再現が難しい。

さらに、他人筆跡を模倣しようとする場合、筆者は通常の自動化運動を抑制し、「自分らしくない字」を意識的に生成しようとする。

その結果、

- ・本来の接続様式
- ・運筆方向
- ・停止位置
- ・空間配置

・運動連鎖

等の自己反復構造が崩れやすくなる。

つまり、模倣行為そのものによって、本来存在するはずの反復性が失われるため、短い署名資料のみでは、疑義対象者本人による筆跡であることを積極的に証明しにくくなるのである。

したがってBSHAMでは、

「外形が似ているか」

ではなく、

「同時期真正資料に反復する運動構造が、対象資料でも自然に再現されているか」

を中心に監査を行う。

逆に、

外形上は一定程度似ていても、

基準資料に反復する構造が対象資料で再現されない場合、

同一人による自然な書字変動として説明可能かが問題となる。

本件では、令和X年同時期本人資料である「XXXX」4枚との比較において、

- ・接続様式
- ・構成保持
- ・運動連鎖
- ・停止傾向

等の反復非再現が複数確認されている。

そのため、本件監査では、単なる外形類似ではなく、反復構造および運動生成構造の観点から検討を行っている。

■4. 時間軸および能力推移に関する監査

令和X年X月頃のリハビリテーション実施計画書では、

要介護3

見当識障害（日付・場所失見当識）

記憶障害（HDS-R16点）

等が記載されている。

また、同資料に記載された署名筆跡では、

- ・空間配置制御低下
- ・構成保持低下
- ・運筆停止
- ・線方向迷走
- ・書字運動断裂

等、著しい書字能力低下傾向が認められる。

一方、令和X年X月頃作成とされる遺言書および同時期本人資料である「XXXX」4枚では、現段階で確認される限り、令和X年X月頃資料に見られる同程度の著しい空間配置崩壊、強い構成失書、行方向喪失、高度運動断裂等は直ちには確認されていない。

このため、令和X年X月頃に確認される程度の認知・書字能力低下が、令和X年X月時点において既に同程度存在していたかについては、医療記録、介護記録、同時期資料等による時間軸検証を要する。

もっとも、本件では、令和X年同時期本人資料を基準とした場合でも、遺言書側に複数の反復非再現所見が認められており、単純な高齢化のみでは説明困難な局所的不整合が確認されている。

■5. 表題「遺言書」における「X」の監査所見

令和6年遺言書の表題「遺言書」において、特に重要な監査対象となるのは、「X」の文字である。同表題中の「X」「X」と比較した場合、「X」の文字のみが、筆勢、右上がりの角度、線質、運筆のまとまりにおいて明らかに異なる様相を示している。

具体的には、「X」「X」には一定の筆勢および運筆の流れが認められるのに対し、「X」では、線質が硬く、運筆の連続性が弱く、文字全体の右上がり角度および見上がり方向が前後文字と整合しない。

さらに、「X」では筆勢の流れが分断され、表題内部において同一の書字リズムで連続して生成された文字とは見えにくい。

ここで重要なのは、「X」が他文字と同じ方向の変化を示しているということではない。

問題は、当該遺言書の表題内部において、「X」のみが、筆勢、右上がり角度、線質において局所的に異質である点にある。

この所見は、単なる字体差ではなく、表題内部における運動生成様式の局所的不連続として位置付けられる。

■6. 「X」に関する監査所見

平成9年資料の「X」では、「X」部分において、本来存在する第4画が明らかに欠画している。

これは単なる偶発的崩れではなく、構造的に当該画が省略された欠画構造として確認される。

一方、令和6年遺言書の「X」では、平成9年資料で確認される第4画欠画構造は再現されておらず、正字方向の構成が示されている。

一般に、慎重書字化、丁寧化等によって、欠画構造が正字方向へ修正される可能性自体は否定できない。

しかし、本件で重要なのは、平成9年資料において確認される欠画構造が、単なる偶発的崩れではなく、当該筆者における運動生成上の省略構造として存在している点である。

つまり、「X」の比較における監査上の核心は、

「本来反復していた省略構造が、令和6年遺言書では再現されていない」

点にある。

■7. 「葉」に関する監査所見

「X」の文字については、平成X年資料では比較的安定した構成保持が認められる。

一方、令和6年遺言書では、平成X年資料で確認される構成保持が崩れ方向へ変化している。

本件で重要なのは、単なる草化低下や簡略化ではなく、

「本来保持されていた構造が、逆に崩壊方向へ変化している」

点である。

一般に、

- ・誤字構造
- ・欠画構造

が、慎重書字化や丁寧化によって正字方向へ修正される可能性は存在する。

しかし逆に、

「従前正しく保持されていた構成が、不自然に崩れる」

場合には、単純な丁寧化や慎重書字のみでは説明し難い。

特に本件では、

「X」における欠画構造から正字方向への変化

「X」における正常構成から崩れ方向への変化

が併存しており、変化方向が一貫していない。

これは、

単純な高齢化

草化低下

慎重書字化

のみでは説明困難な監査事項として重要である。

■8. 同時期本人資料との反復性監査

本件では、平成X年資料との長期比較のみならず、令和X年同時期本人資料である「XXXX」4枚を基準資料として、個別文字比較を実施した。

現時点で確認した複数文字については、基準資料側で反復的に確認される、

接続様式

運筆構造

構成保持特徴

線方向性

等が、遺言書側では再現されていない所見が認められる。

特に、同時期本人資料を基準とする比較は、平成X年資料との長期時間差による反論を相当程度回避できる。

そのため、令和X年同時期本人資料との比較における反復構造非再現は、本件における中心的監査所見である。

■9. 疑義対象者署名資料に関する監査所見

本件では、疑義対象者側の資料として、氏名のみの短い署名資料が複数確認されている。

しかし、これらはいずれも比較可能な文字数が限られる短文署名資料であり、理論上、「疑義対象者本人の筆跡である」と積極的に証明するには限界が存在する。

特に、他人筆跡を模倣しようとする場合、筆者は通常の自動化運動を抑制し、「自分らしくない

字」を意識的に生成しようとする。

その結果、本来の接続様式、運筆方向、停止位置、運動連鎖、空間配置等の自己反復構造が崩れやすくなる。

つまり、模倣行為そのものによって、本来存在するはずの反復性が失われるため、短い署名資料のみでは、疑義対象者本人による筆跡であることを積極的に証明しにくくなるのである。

■10. 総合監査所見

現段階で確認される複数所見を総合すると、本件遺言書については、同一人による自然な書字変動として説明するには困難な点が複数認められる。

特に重要なのは、令和X年同時期本人資料である「XXXX」4枚との比較において、基準資料側で反復的に確認される運動構造、接続様式、構成特徴が、遺言書側では複数箇所において再現されていない点である。

また、表題「遺言書」においては、「X」の文字のみが、筆勢、右上がりの角度、線質において前後文字と明確に異なっており、表題内部における局所的な運動生成様式の不連続として重要な監査所見となる。

さらに、「X」については、平成X年資料において第4画の明らかな欠画構造が確認される一方、令和6年遺言書では正字構成が示されており、本来反復していた省略構造が再現されていない。

一方、「X」については、平成X年資料では比較的安定した構成保持が認められるにもかかわらず、令和6年遺言書では構成崩れ方向への変化が確認されている。

つまり本件では、

「X」における欠画構造から正字方向への変化

「X」における正常構成から崩れ方向への変化

が併存しており、変化方向が一貫していない。

これは、

単純な高齢化

草化低下

慎重書字化

のみでは説明困難な監査事項である。

これらの所見を総合すると、本件遺言書を同筆による自然変動の範囲内として説明することは、現時点では困難である。

以上を総合すると、BSHAM監査上、本件には異筆方向を示唆する所見が強く認められる。

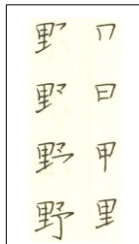
さらに、本鑑定段階において、個別文字の反復性理論を詳細分析し、複数特徴の反復構造を数値化・統合評価した場合には、別人筆跡であるとの判断に至る可能性が相応に高いものと考えられる。

根拠の解説 - [野]の文字について

筆順(1)



筆順(2)



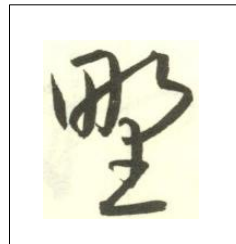
書道手本 楷書



行書



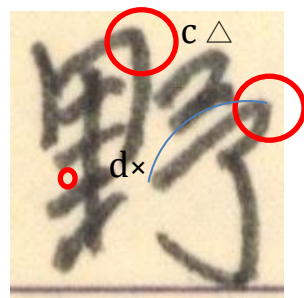
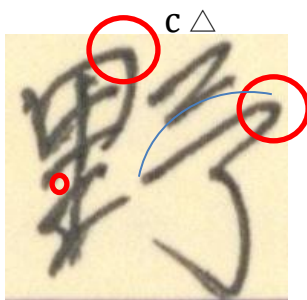
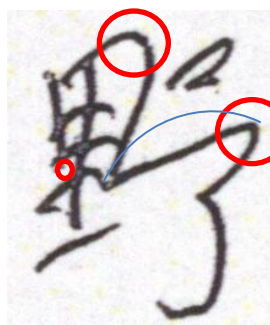
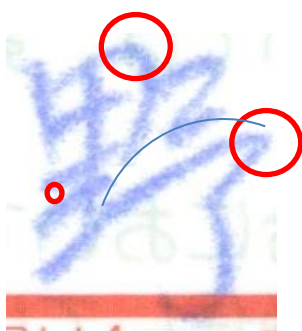
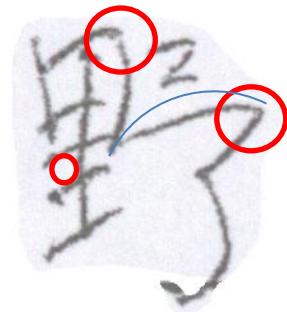
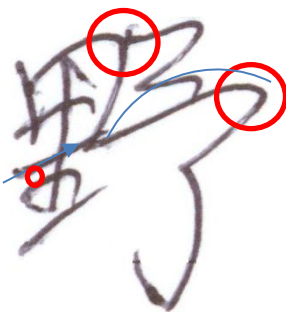
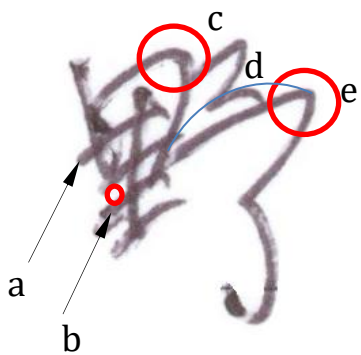
草書



対照資料(本人筆跡)

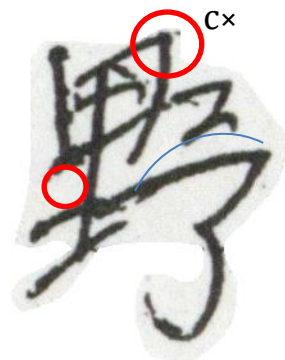
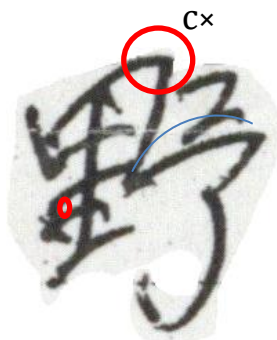
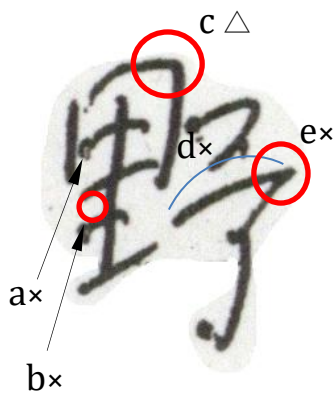
資料B

※指摘線の色は識別のためであり特別な意味はありません。



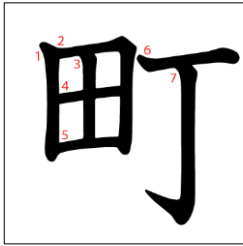
鑑定資料(書手不明の筆跡)

資料A

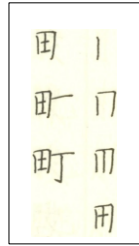


鑑定結果の根拠－[町]の文字について

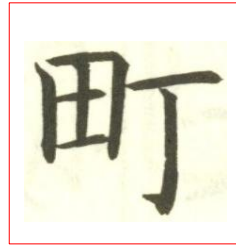
筆順 (1)



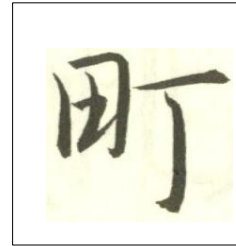
筆順 (2)



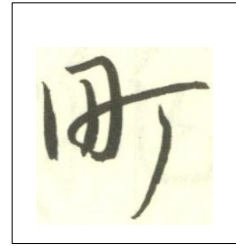
書道手本 楷書



行書



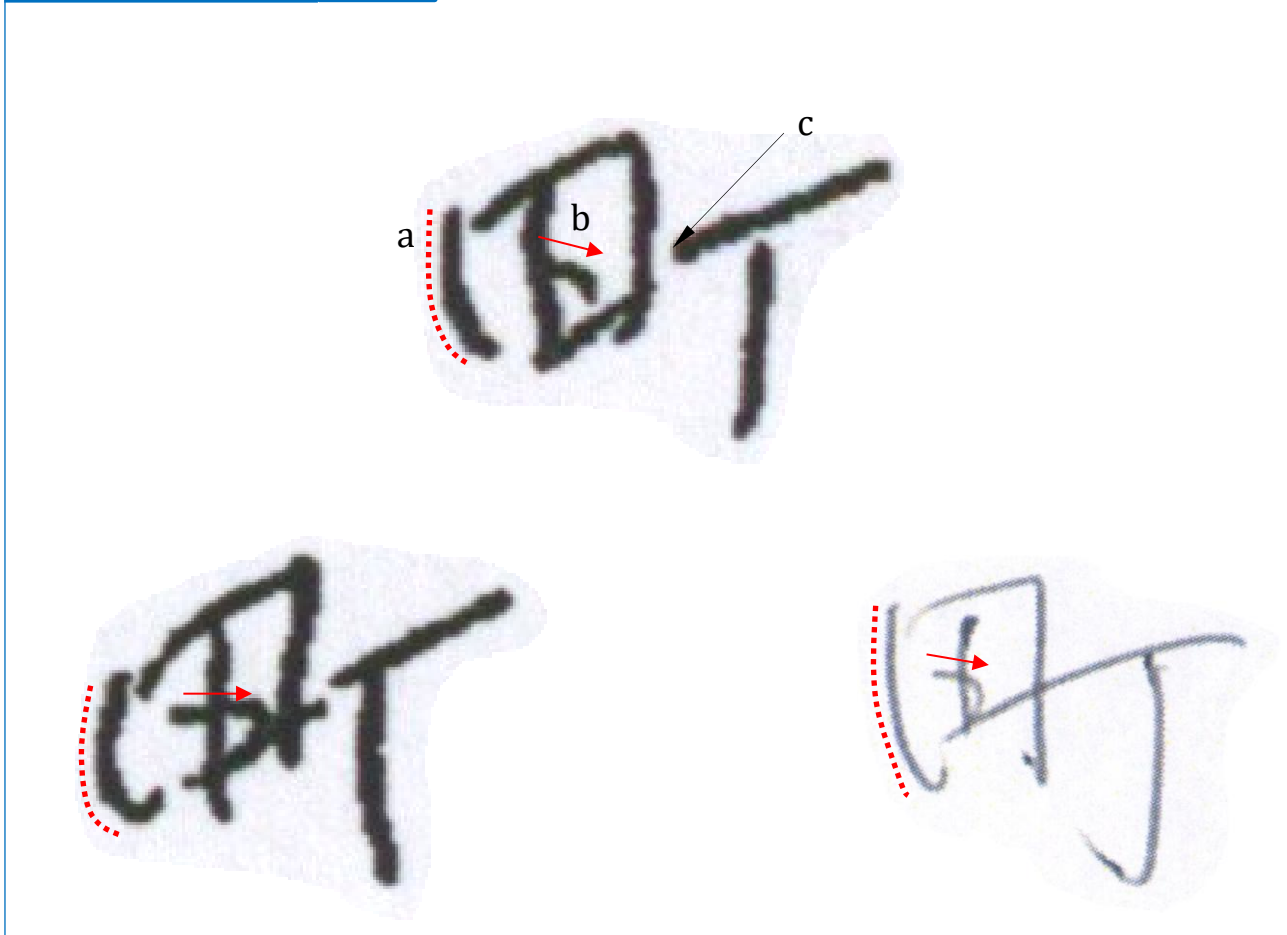
草書



対照資料 (本人筆跡)

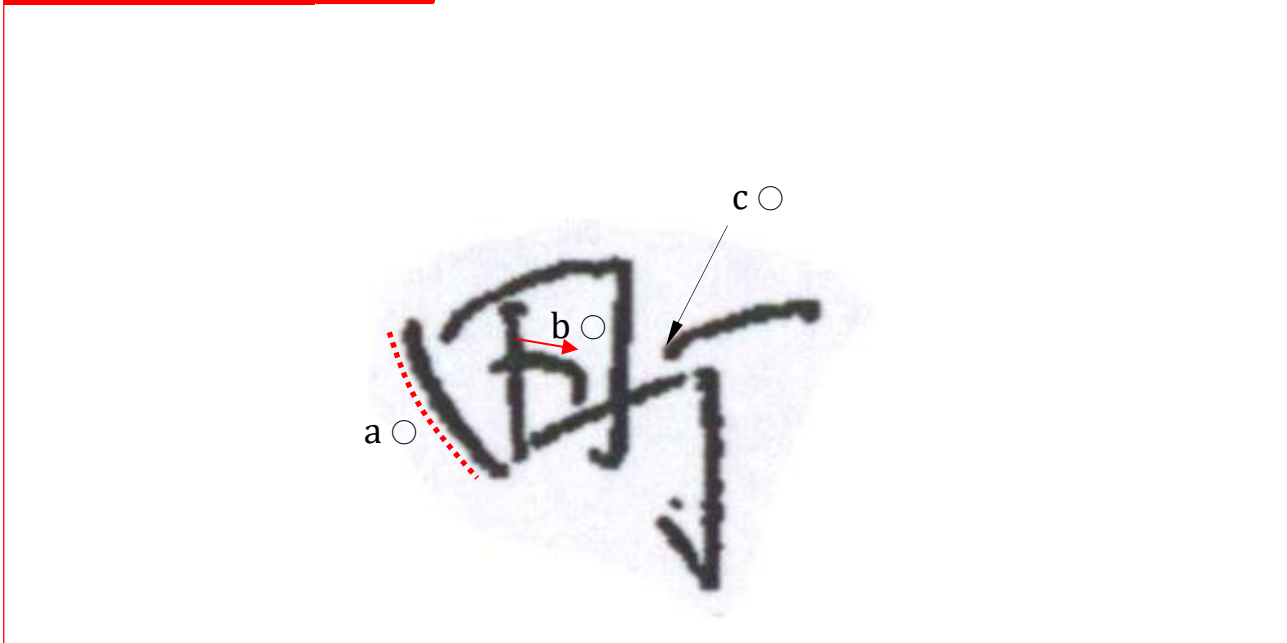
資料B

※指摘線の色は識別のためであり特別な意味はありません。



鑑定資料 (書手不明の筆跡)

資料A



 トラスト筆跡鑑定研究所